

## おおつかがやきプランV策定支援業務仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、本市における男女共同参画社会の形成及び促進のため、国及び滋賀県が策定する計画等を踏まえ、男女共同参画に関する市民の意識、家庭生活、職場の実情等の調査及び分析を行い、現在の社会環境及び市民の生活に対応した「おおつかがやきプランV」の策定を支援することを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 市民等意識調査の実施

次期プラン策定のための基礎調査として、男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所アンケートを実施する。

##### ア 調査内容

内容	対象	数
市民意識調査	18歳以上の市民	2,000人
事業所アンケート	市内事業所	約500事業所

※事業所アンケートについては、市内において公正採用選考・人権啓発担当者を設置する事業所を対象とする。(令和7年7月現在で458事業所)

※回収率は各調査ともに約40～45%と想定。

##### イ 調査票の設計

市民等意識調査の調査項目について、経年比較の必要性に留意し、前回調査のほか、専門的な見地から、以下のことを踏まえて提案すること。

なお、調査票の内容については、委託者と協議し、事前に承認を得ること。

- ・前回調査の調査項目を参考に、経年変化を捕捉できる項目とし、必要に応じて現在の社会情勢等に見合った調査項目に修正すること。
- ・見やすさ、読みやすさ、回答のしやすさに工夫・配慮し、回収率が向上されるような方策を講じること。

##### ウ 調査時期

令和7年12月～令和8年1月頃を予定

##### エ 実施に係る作業分担

委託者	受託者
①実施方針の決定	②調査票の素案作成及び補修正
③調査票案の検討及び確定	④発送用(角2)、返信用(長3)封筒の確保
⑥対象者及び事業者の抽出、ラベル作成	⑤調査票、発送用及び返信用封筒への印刷
⑬調査結果報告書案の検討及び確定	⑦調査票の封入、封緘、ラベル貼付

	⑧発送・回収に係る経費負担（郵送料を含む） ⑨調査票（未開封）の受け取り ⑩調査票の開封・管理 ⑪回答内容の入力、集計、分析 ⑫調査結果報告書案の作成及び補修正
--	--

オ 回収率向上のための取組に関する提案について

市民等意識調査に関して、回収率向上のために取り組めることがあれば、市に対して提案を行うこと。

カ 調査結果の集計・分析について

(ア) 回答データを基に単純・クロス集計を行うこと。

(イ) クロス集計は、全設問の性別集計及び性別年代別集計のほか、本市と協議の上、分析に必要なクロス集計を行うこと。

(ウ) グラフ等を活用して分析を行うこと。なお、分析に当たっては、過去に実施した調査結果との比較検討を行うなど、市民等の意識の変化等について分析、考察すること。

(エ) 自由記述欄については、分類を行い、代表的な意見のとりまとめを行うこと。

(2) 市民等意識調査実施報告書の作成及び提出

令和8年3月末日までに、市民等意識調査の概要（調査目的・調査方法・回収結果等）、参考資料を取りまとめた報告書を作成し、本市に提出すること。

(3) 次期プラン策定支援

市民等意識調査の結果等を踏まえ、現プランの現状分析、評価及び課題等を整理した上で、以下のとおり次期プランの策定を支援すること。

ア 次期プランの施策体系、内容等の検討支援

(ア) 市の総合計画や他計画との位置付けに関する整理

(イ) 国の基本方針、滋賀県の「パートナーしがプラン（令和7年度策定予定）」等を踏まえた計画の施策体系、内容等の検討

(ウ) 他の先進自治体、同規模自治体及び近隣自治体の状況の整理

イ 本市の男女共同参画に関する現状と課題の分析等

(ア) 現プランの達成状況の整理、分析、進捗評価及び課題の整理

(イ) 国の男女共同参画基本計画や現プランに関する市の事業の整理、現状分析、課題の整理

(ウ) 市民等意識調査等の結果等を踏まえた現状と課題の整理及び分析

(エ) 現プランの評価方法及び評価内容に関する検討支援

ウ 計画骨子案・素案の作成支援

(ア) 具体的な施策の検討支援

(イ) 数値目標の設定に係る検討支援

(ウ) 評価指標の検討支援

(エ) 評価方法の提案及び検討支援

(オ) プラン骨子案及び素案の作成・修正・校正

エ 男女共同参画審議会やパブリックコメント等の意見反映

本市の附属機関である大津市男女共同参画審議会において、様々な立場の方からの意見を聴取するに当たり、会議への出席、議事録作成など、オブザーバーとして運営支援を行うほか、次回の会議に向けた資料作成等に関して支援を行う。なお、同審議会については業務委託期間中に計4回程度の開催を予定している。

(4) 計画書及び概要版の作成

ユニバーサルデザインの視点で、イラストや図表などを活用し、一般市民に広く伝わる親しみやすいデザインの計画書及び概要版を作成し、納品すること。

なお、概要版については、本編から要点を的確に抜粋し、次期プラン全体を分かりやすく把握できるような構成とすること。

また、計画書及び概要版に用いるイラスト等については、著作権に十分注意を払い、著作権のあるものを使用する場合は、権利者に許可を得た上で利用すること。

4 成果品

【令和7年度】

- (1) 市民意識調査・事業所アンケート結果報告書：紙原稿1部及び電子媒体（CD-R等）
- (2) 回収した調査票

【令和8年度】

- (1) 計画書：A4版80頁程度、表紙フルカラー、本文カラー刷 200冊程度
- (2) 概要版：A4版8頁程度、フルカラー刷 300冊程度
- (3) 上記(1)及び(2)の電子媒体（CD-R等）
- (4) 現プランの達成状況の分析、進捗評価及び課題等まとめた概要書 1部

【その他】

審議会の議事録の電子データ

5 全体工程及び作業方針等

受託者は、全体工程及び作業方針等について、本業務着手前に予め本市と十分に協議を行い、その内容について本市の承諾を得なければならない。また、常に本市と連絡を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し、本市の指示を受けなければならない。

6 責任者の配置

受託者は、責任者を配置することとし、責任者は業務の適正な管理を行わなければならない。

7 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての業務委託の遂行に支障が生じない範囲で、本市の了承を得た上で、本業務の一部を再委託することがで

きる。

## 8 留意事項

- (1) 成果物の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管に当たっては、紛失や漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (4) 本業務に伴い個人情報の流出等の重大な事故があった場合、速やかに報告すること。
- (5) 本業務の履行に当たり生じたもの（作成したデザインデータを含む。）、印刷物のデジタル情報、写真等については、本市に譲渡すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

#### (秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。次項において同じ。)に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。